

## 川崎市港湾局建設現場の遠隔臨場に関する試行工事 特記仕様書

- 1 本工事は、川崎市港湾局発注工事の建設現場において遠隔臨場を適用し、受発注者の業務効率化を図る目的として実施する『川崎市港湾局建設現場の遠隔臨場に関する試行要領』の対象工事である。
- 2 原則として、川崎市港湾局が発注する全ての工事を対象として、受発注者間の協議により、受注者が希望する場合に実施できるものとする。
- 3 遠隔臨場の実施にあたっては、『川崎市港湾局建設現場の遠隔臨場に関する試行要領』に基づき行うものとする。
- 4 『川崎市港湾局建設現場の遠隔臨場に関する試行要領』に記載のない事項については、受注者及び発注者間の協議によるものとする。
- 5 受注者は、遠隔臨場を実施した場合、工事完了後アンケート調査に協力するものとし、工事完成届提出後14日以内に監督員に提出する。